



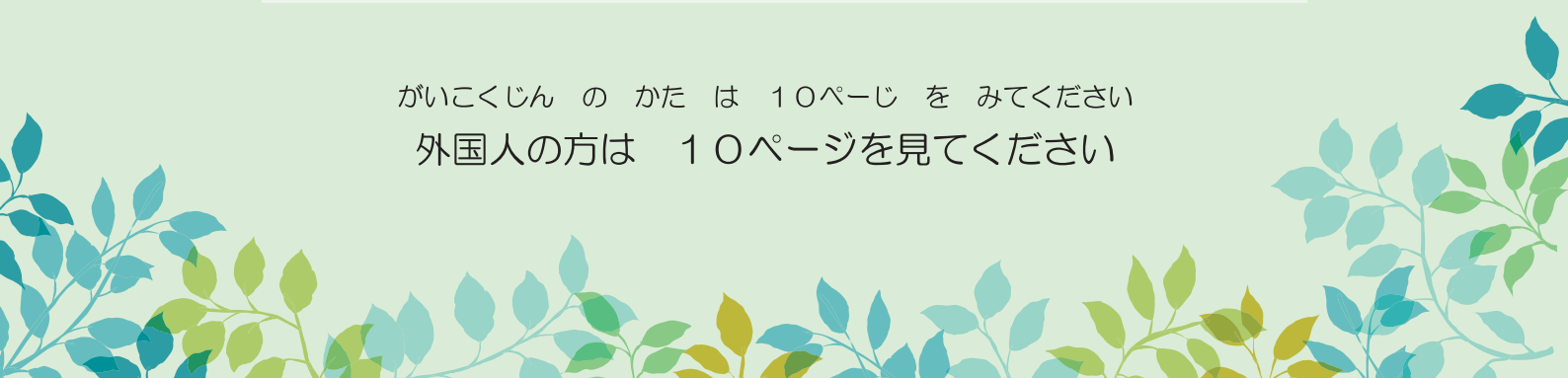
仕事と育児の両立 サポートBOOK

この冊子は、働きながら子育てをしたいと考えている人の仕事と育児の両立を支援するため、お役に立つ高砂市の制度や情報を紹介しています。

も く じ

■ 高砂市の保育施設について	1
■ 高砂市のサポート情報	
・ こどもを預かって欲しい方	3
・ 出産や子育て期間中の経済支援	5
・ 産後ケアを希望する方	5
■ 子育て支援センターのご案内	6
■ 食育教室のご案内	6
■ 妊娠・子育てに関する相談窓口	7
■ 再就職を考えている方	8
■ 創業や起業を考えている方	8
■ 「とも家事」を始めませんか？	9
■ 外国人の方（がいこくじんのかた）	10

がいこくじんの かた は 10ページ を みてください
外国人の方は 10ページを見てください



高砂市の保育施設について

「高砂市にはどんな保育施設があるの?」「どうやったら保育施設を利用できるの?」「申請から入園までの流れって?」など、保育施設に関する疑問にお答えします。



高砂市でこどもを教育・保育する施設は何がありますか?



保育所、認定こども園が利用できます。
各園の案内については、市ホームページをご覧ください。



保育所、認定こども園の違いは次のとおりです。



◎ 保育所

「保育を必要とする事由」に該当する0歳児～5歳児を預ける施設(8～11時間)。
土曜日にも保育があり、原則として夏休み等の長期休みはない(日曜日・祝日は休み)。

◎ 認定こども園

保育所と幼稚園の機能を併せ持つ施設。
0歳児から5歳児が対象で、0～2歳児は「保育を必要とする事由」に該当することが必要。
3～5歳児は「保育を必要とする事由」の有無にかかわらず利用できる。

※4月1日時点の年齢で何歳児クラスが決まります。



保育所、認定こども園を利用するにはどうすればいいですか?



支給認定(保育の必要性の認定)を受ける必要があります。
詳しくは市ホームページをご覧ください。



■ 支給認定には区分があり、その区分によって入園できる施設が決まります。

認定区分		利用できる施設
1号認定	「保育を必要とする事由」に該当しない 3～5歳児	・認定こども園(幼稚園部分)
2号認定	「保育を必要とする事由」に該当する 3～5歳児	・保育所 ・認定こども園(保育園部分)
3号認定	「保育を必要とする事由」に該当する 0～2歳児	・保育所 ・認定こども園(保育園部分)





どのように申し込みをすればいいですか？



申込方法は認定区分によって異なります。
詳しくは市ホームページをご覧ください。

1号認定（認定こども園（幼稚園部分）を利用）の場合



- 対象：5歳児、4歳児、3歳児（※入園希望者が多数の場合は抽選となります）
- 申込方法：申請書に必要事項を記入の上、提出してください。
申請書は公立・私立を問わず幼児保育課で配布・受付をします。
※私立認定こども園は利用希望施設で内定後の配布となります。

2号・3号認定（保育所、認定こども園を利用）の場合



継続児の受付は現在通われている園で、新規児童の受付は幼児保育課で行います。
必要書類等、詳しくは市ホームページをご確認ください。

【途中入所を希望する人】

- 期日：入所希望月の前月の15日まで（休日の場合は翌開庁日）
- 受付場所：幼児保育課

※ 15日までに申し込みをされた方が審査の対象となります。
15日を過ぎて申し込みをされた場合は、次回の入所審査対象となりますのでご注意ください。
なお、入所は各月1日付となります。

【4月に新規で入所を希望する人】

10月～2月
選考期間

申請から入園までの流れ（4月入園の場合）	
10月	一次募集選考開始
11月	二次募集選考開始
12月	三次募集選考開始
1月	四次募集選考開始
2月	五次募集選考開始（最終）
2月上旬～3月上旬	選考結果の通知 （受付のタイミングによって異なります）
2月下旬～3月上旬	面接・健康診断
4月	入園

※ 上記は令和7年度入所（令和6年度受付）のスケジュールです。
令和8年度入所（令和7年度受付）のスケジュールは決定次第市のホームページや広報でお知らせします。



保育施設に関するお問合せは高砂市幼児保育課へ
☎ 079-443-9025



高砂市のサポート情報 (こどもを預かって欲しい方)

「仕事を探すのにこどもの預け先がない」「こどもが熱を出したけど仕事を休めない」
「仕事で園の送迎に間に合わない」など仕事と育児の両立のために使える市の制度を紹介します。

一時預かり事業

問合せ先 高砂市幼児保育課
☎ 079-443-9025



保護者の病気や出産、家族の病気・介護、急な出張、冠婚葬祭などの理由により家庭での保育が困難な場合、一時的に乳幼児を保育所や認定こども園でお預かりします。実施施設等詳しくは市ホームページをご覧ください。

- 対象: 生後6か月から ※実施施設により異なります。
- 申込場所: 希望する保育所や認定こども園へ直接お申込みください。

休日保育

問合せ先 高砂市幼児保育課
☎ 079-443-9025



保護者が就労や傷病などで、日曜日や祝日などに保育を必要とする場合、こども園で児童をお預かりします。

- 対象: 高砂市内に居住し、通園している児童で、休日等においても保育が必要な児童
- 開設日: 日曜日、祝日(12月29日から1月3日までを除く)
- 保育時間: 8:30~18:00
- 利用者負担: 治療又は診察のための児童等の移送に要する経費、医療費、行事参加等特別に要する経費
- 昼食: お弁当持参
- 保育定員: 10名(利用者多数の場合は審査により決めさせていただきます)
- 実施施設: みどり丘こども園(〒676-0019 高砂市緑丘1丁目1番14号)
電話番号 079-442-1020
- 利用方法: みどり丘こども園に、事前に直接ご連絡ください。



ファミリーサポートセンター

問合せ先 高砂市ファミリーサポートセンター
☎ 079-442-0555



子育ての援助を受けたい人と子育ての援助を行いたい人がお互いに助け合いながら、地域の中で子育ての相互援助活動を行っています。
保育所・認定こども園等への送り迎えや登園前・降園後の預かり、学童保育所へのお迎えや放課後の預かり、保護者の病気・外出・リフレッシュしたいときなどの預かりなど、子育てを支援しています。

◎ 援助を受けたい人、援助を行いたい人は事前に会員登録が必要です。(会員登録費、会費は不要です)

- ◎ 利用料金: 350円/30分~400円/30分
※別途実費(ガソリン代等)が生じる場合があります。
※利用料金について助成が受けられる場合があります。

- 場所: 高砂市高砂町松波町440番地の35(高砂市ユアアイ福祉交流センター内)
- 開所時間: 9:00~17:00(土・日・祝日、年末年始を除く)



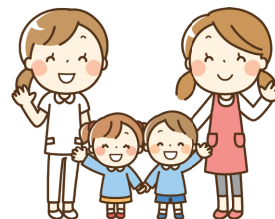
病児保育

問合先 高砂市子育て支援課
☎ 079-443-9024



こどもが熱で保育所に行けない、熱は下がったけどまだ集団生活が心配、水ぼうそうで何日も休まないといけない、でもどうしても仕事が休めない、そんな時、保護者に代わり、保育士と看護師が協力してこどもをお世話します。利用には各病児保育室での事前登録が必要です。利用案内や申込方法等、詳しくは市ホームページをご覧ください。

- 対象: 生後6か月から ※実施施設により異なります。
- 申込場所: 希望する病児保育室へ直接お申込みください。
- 利用料金: 高砂市、加古川市在住の方 1日2,000円
※ 市民税非課税世帯、生活保護受給世帯は減免があります。
食事・おやつ代 500円
※ おむつが足りなかった場合など、使用した物品代が別途必要です。



実施施設	住所	電話番号
こばやし小児科病児保育室「すくすくひろば」	高砂市米田町塩市82番地の6	079-434-2288
山名クリニック病児保育室「だっこ」	高砂市伊保崎南9番8号	079-448-1313
あだちこども診療所病児保育室「アインス」	加古川市加古川町美乃利465番地の1	079-423-2567

【送迎サービス】

こばやし小児科病児保育室「すくすくひろば」では、保育所等からすくすくひろばまでの送迎サービスを行っています。保育所、認定こども園等でお子様が体調不良となった際、保護者が仕事等でお迎えに行くことが出来ない場合、すくすくひろばの看護師等が保護者の代わりにお迎えに行き、診察後、すくすくひろばでお預かりします。詳しくは、すくすくひろば(079-434-2288)へお問い合わせください。保育所等からすくすくひろばまでのタクシー代は、保護者の自費となります。

【病児保育利用料の減免について】

次の世帯に属する方は病児保育利用料が減免になります。

- ・生活保護法による被保護者世帯
- ・住民税非課税世帯

- ※ いずれも高砂市又は加古川市にお住いの方が対象です。
- ※ 減免には、申請書の提出が必要です。病児保育室を利用される際に、各病児保育室へご提出ください。申請書は市ホームページからダウンロードできます。



学童保育所

問合先 高砂市子育て支援課
☎ 079-443-9024



保護者が仕事などのため、1人で留守番をして過ごしているこどもたちのために、全校区に学童保育所を設置しています。実施施設、申込方法等詳しくは市ホームページをご覧ください。

- 対象: 小学1年生から6年生まで
- 保育時間: 月曜日から金曜日まで 授業終了後から18:00まで(延長19:00まで※別料金)
土曜日、夏休みなど 8:00~18:00(延長19:00まで※別料金)

高砂市のサポート情報 (出産や子育て期間中の経済支援・産後ケア)

出産や子育て期間中における高砂市の経済支援制度や、産後ケア情報を紹介します。

妊婦健康診査費助成事業

問合先 高砂市こども家庭相談センター
結(ゆ)っくりん(高砂市こども窓口課)
☎ 079-441-7440



申請方法等、詳しくは市ホームページをご覧ください。

- 対象となる方: 高砂市に住民登録(外国人登録を含む)をしている妊婦
- 助成額: 上限14回124,000円までの助成を行います。(多胎の場合は19回154,000円)

6,000円券12枚(多胎17枚)と14,000円券2枚に、2,000円の補助券12枚を組み合わせ使用できます。
(補助券単独での使用はできません。)
多胎を妊娠中の方は6,000円券を5枚追加します。

妊婦のための支援給付

問合先 高砂市こども家庭相談センター
結(ゆ)っくりん(高砂市こども窓口課)
☎ 079-441-7440



妊娠期からの切れ目ない支援を行うことを目的として、子ども・子育て支援法に創設された「妊婦のための支援給付」と児童福祉法に創設された「妊婦等包括相談支援事業(伴走型相談支援)」を一体的に実施し、妊婦支援給付金は、(1回目5万円、2回目5万円)を給付します。
給付金の支給の流れ等、詳しくは市ホームページをご覧ください。

産後ケア事業

問合先 高砂市こども家庭相談センター
結(ゆ)っくりん(高砂市こども窓口課)
☎ 079-441-7440

出産後、安心して子育てできるように、からだやこころのケア、悩み相談などきめ細かく支援します。

【宿泊型・通所型・訪問型】

利用対象者

高砂市に住民登録のある産後1年未満のお母さんと赤ちゃん
※医療行為が必要な方は利用できません。

ケアの内容

- ・お母さんの心身の健康管理と生活に関する相談
- ・乳房のケアや相談
- ・赤ちゃんの発育や発達、栄養方法の確認
- ・沐浴や授乳などの子育てに関する相談、指導など

利用できる種類・料金・期間等、詳しくは市ホームページをご覧ください。



【おうちで産後ケア】 (産後1年以降の訪問サービス)

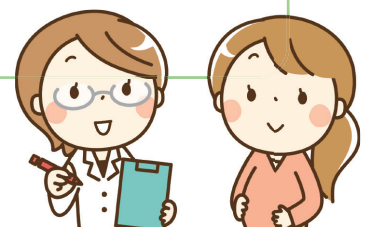
利用対象者

高砂市に住民票がある産後1年以降の方。卒乳などでお悩みの方等、助産師による乳房ケアや育児相談を必要とする方。※医療行為が必要な方は、利用できません。

ケアの内容

- ・卒乳などの乳房ケアや育児相談等

利用料金・利用できる回数等、詳しくは市ホームページをご覧ください。



子育て支援センターのご案内

子育て支援センター（まつまる・にこまる）

問合先 高砂市子育て支援センター
☎ 079-442-2242



子育てに対する悩みを解消できるよう相談体制の充実を図り、子育てに関する情報や親子で交流できる機会を積極的に提供しています。
様々な遊びを通して学びや親子の仲間づくりなど、子育て中の皆さんが、楽しく子育てできるよう応援しています。

- 開館時間：9:00～17:00
- 利用時間：9:00～12:00 13:00～16:30
- 休館日：祝日、年末年始、センターの保守に必要な日

子育て支援センター（まつまる）

- 所在地：高砂市高砂町松波町440番地の35
（ユアアイ福祉交流センター内）
- 問合先：079-442-2242

子育て支援センター



まつまる

西部子育て支援センター（にこまる）

- 所在地：高砂市曾根町2301番地の35
（曾根地域交流センター内）
- 問合先：079-451-8570



にこまる



西部子育て支援センター

食育教室のご案内

「もぐもぐの会」 「とんとん・コトコトの会」

問合先 高砂市健康増進課
☎ 079-443-3950



料理を通して食育について学びませんか？

「もぐもぐの会」は通年、「とんとん・コトコトの会」は開催日の2か月前から電話、たかさごナビアプリで申し込みができます。

開催日等、詳しくは市ホームページをご覧ください。



もぐもぐの会

離乳食に関するお話、調理実習、試食を行います。
ご夫婦での参加も増えています。

内容

5～8ヵ月児の離乳食の調理実習と試食及び講話



とんとん・コトコトの会

2歳～就学前児とその保護者の食育教室です。

内容

親子と一緒に調理実習と試食及び講話



高砂市公式スマートフォンアプリ「たかさごナビ」

「ごみ」「子育て」「健康」「防災」など、高砂市で暮らす方々の生活に役立つ様々な情報を配信しているスマートフォン・タブレット端末向けのアプリケーションです。



アプリのインストールは
こちらから

妊娠・子育てに関する相談窓口

妊娠や子育てに関するさまざまな相談窓口です。

一人で悩まずに、どんなことでも相談してください。



高砂市こども家庭相談センター結（ゆ）っくりん

妊娠期からこども、子育て家庭に関する相談窓口です。妊娠や出産、こども・子育てに関する全般の相談や、虐待や貧困、ヤングケアラーなど困難を抱えたこどもに関する相談をお受けします。

子育てに関する相談【高砂市こども家庭相談センター結（ゆ）っくりん】

家庭環境や、子育てについての相談窓口です。お子さん本人からの相談も受け付けています。周囲に心配なお子さんがある地域の方でも構いません。Zoomのビデオ通話を用いたオンラインでの相談も可能です。ご利用希望の方はお問い合わせください。



■ 電話番号:079-441-7440

児童虐待かも？と思ったら【こどもホットライン】

児童虐待には、養育の拒否放任（ネグレクト）・身体的虐待・心理的虐待・性的虐待があり、親（または親に代わる養育者）がこどもの心身を傷つけ、すこやかな成長、発達を損なう行為をいいます。児童虐待かも？と感じたときは、下記の連絡先まで連絡・通告をしてください。通告は匿名ででき、通告者の秘密は守られます。



■ 電話番号:079-442-2260

ひとり親家庭等相談【高砂市子育て支援課】

ひとり親家庭のお母さんお父さん、養育者の方の生活上の悩みや就労についての相談窓口です。電話による相談も可能です。離婚前でもひとり親家庭等の方に対する各種制度について相談ができます。Zoomのビデオ通話を用いたオンラインでの相談も可能です。ご利用希望の方はお問い合わせください。



■ 電話番号:079-443-9024

■ 相談日時:月曜日から金曜日 9:00～17:00(祝日、年末年始を除く)

夜間相談(要予約)

■ 相談日時:月曜日から金曜日 17:00～19:00(祝日、年末年始を除く)

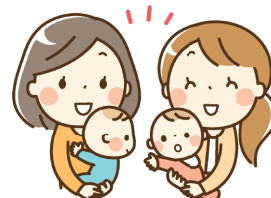
■ 相談日は事前にご連絡ください。

ひだまりサロン

問合先 高砂市健康増進課
☎ 079-443-3950



妊産婦、1歳未満の乳児と保護者の方を対象に、保健師・助産師・歯科衛生士・管理栄養士が妊娠中の相談や育児、おっぱい、離乳食、歯などこどもの健康に関する相談をしています。また情報交換やお友達づくりの交流の場でもあります。実施日時等、詳しくは市ホームページをご覧ください。



再就職を考えている方

ハローワーク加古川マザーズコーナー

問合先 ☎ 079-421-8624



子育て中の方の求職活動を個別にサポートします。
ベビーカーでお越しの方にも、ご利用いただきやすくなっております。
キッズスペースがありますので、お子様連れでも安心してお越しください。



■ 場所:兵庫県加古川市野口町良野1742番地

■ 相談日時:月曜日から金曜日 8:30~17:15 (祝日、年末年始を除く)

ハロートレーニング (離職者訓練・求職者支援訓練)

ハロートレーニングとは再就職の実現にあたって必要となる知識・技能を習得するための公的職業訓練です。
受講するためには、ハローワークで受講あっせんを受ける必要があります。

◎ 公共職業訓練(離職者訓練)

主に雇用保険を受給している求職者の方を対象に、就職に必要な職業スキルや知識を習得するための訓練を無料(テキスト代等は自己負担)で実施しています。

◎ 求職者支援訓練

(求職者支援制度に基づく認定職業訓練)

主に雇用保険を受給できない求職者の方(受給が終わった方も含む)を対象に、就職に必要な職業スキルや知識を習得するための職業訓練を無料(テキスト代等は自己負担)で実施しています。

求職者支援制度

再就職、転職、スキルアップを目指す方が月10万円の生活支援の給付金を受給しながら、無料の職業訓練を受講する制度です。
訓練期間中から訓練終了後3か月まで、ハローワークが求職活動をサポートします。
離職して雇用保険を受給できない方、収入が一定額以下等、一定の要件を満たす場合に給付金を受給しながら訓練を受講できます。
給付金の支給要件を満たさない場合であっても、無料の職業訓練を受講できます。

詳しくはホームページ
をご覧ください



創業や起業を考えている方

高砂市創業者融資保証料補助及び利子補給

問合先 高砂市産業振興課
☎ 079-443-9030



高砂市内で創業する方で、創業資金を金融機関の融資制度を利用した創業者に対して、信用保証料等の費用の一部を支援します。
詳しくは、市ホームページをご覧ください。

高砂商工会議所

問合先 中小企業振興部
☎ 079-443-0500



創業に役立つ知識・情報を実践的に習得できる「創業塾」を毎年開催しています。
詳細はホームページをご覧ください。
また、経営指導員が創業に関する手続き、補助金申請のサポートなどを随時行っています。
お気軽にご相談ください。

家事をみんなでシェアする「とも家事」を始めませんか？

家事を分担する「家事シェア」を知っていますか？
時代は今、みんなで家事を分担し、ともに豊かな人生を歩むという方向へ。
兵庫県は「とも家事」を提唱し、取り組みをスタートしています。



兵庫県「家事シェアシート」



兵庫県では、夫婦で現状の家事について話すきっかけになる「家事シェアシート」を作りました。
家事分担を確認し、必要なら変更し、わが家流の家事シェアを考える事が出来るシートです。
家事シェアシートはホームページからダウンロードできます。



「1分でできる家事タイプ診断」

YES・NOで答える8つの質問で、あなたの家事タイプがわかります。
夫婦でそれぞれ診断すると“わが家流”の家事シェア方法が見つかるかも！
楽しくやってみましょう！



「ゆる家事大作戦」

家事の負担軽減に向け、家族みんなで協力するためのちょっとした工夫や家事支援サービスなど、家事を楽しむ時間に変えるヒントを発信しています。



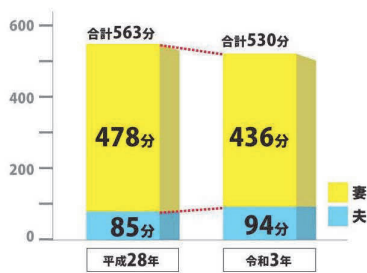
パパの育児ライフ応援します～育児するパパ応援サイト～

兵庫県ではパパの育児ライフを応援する様々な取り組みを行っています。
このサイトでは、先輩パパの体験談や、家事・育児に役立つ情報を紹介しています。



あなたの家事・育児時間は1日何分？

6歳未満の子どもがいる世帯の
夫・妻の家事・育児関連時間(兵庫県)



夫婦が協力して家事や育児を行うことは、今や当たり前の時代です。とはいえ、男性の家事・育児時間は、まだまだ少ないのが現状です。
県のデータを見てみると、**6歳未満の子どもがいる世帯の夫の家事・育児関連時間は、平成28年が1日あたり85分(社会生活基本調査)。最新データの令和3年では94分と微増しました。**しかし依然として夫婦間で格差があります。
県では6歳未満の子どもがいる世帯の夫の家事・育児関連時間を**1日120分にする目標**を掲げています。あなたの家事・育児時間は何分ですか？
(兵庫県ホームページより抜粋)



問合せ先
兵庫県 県民生活部 男女青少年課 男女共同参画班
☎ 078-341-7711(内線 2798)

がいこくじんの かたへ 外国人の方へ



たかさごし こくさいこうりゅう きょうかい
Takasago International Association
高砂市 国際交流 協会

- ◎ がいこくじんのひと で こまっているひと が いれば
なんでも そうだん してください。
- ◎ にほんご を べんきょう したいひと は にほんごきょうしつ が
あります。
- ◎ たのしい いべんと も あります。



でんわ か メール を してください。

tel : 079-443-9132

email : tia@banban.ne.jp

みてください！



HP



Facebook



MAP



memo

仕事と育児の両立サポートBOOK
(令和7年度版)

【発行】

高砂市福祉部人権福祉室人権推進課
男女共同参画センター

電話：079-443-9133

メール：cocot@city.takasago.lg.jp

男女共同参画センターのご案内



仕事と育児の両立サポートBOOK



※ 本冊子に掲載されている情報は令和7年8月現在の情報です。